

# アスファルト混合物事前審査 における土木工事仕様書

建関技調第23号の2  
平成6年4月1日

建関技調第57号  
平成6年6月29日一部改正

建関技調第98号  
平成7年10月23日一部改正

建関技調第70号  
平成8年7月15日一部改正

国の改訂はないが「舗装試験法便覧」が「舗装調査・試験法便覧」に統合され、それに  
伴い章編等の変更があったことから整合を図った。

# アスファルト混合物事前審査 における土木工事仕様書

## 適用

本仕様書は、加熱アスファルト混合物の事前審査で認定された混合物を使用する場合に適用する。なお、本仕様書の条項は土木工事共通仕様書の各条項と対応しており、本仕様書に記載なき事項は、土木工事共通仕様書によるものとする。

## 第1編 共通編

### 第3章 一般施工

#### 第6節 一般舗装工

##### 3-6-2 アスファルト舗装の材料

2. 請負者は、以下の材料の事前審査における**認定書**の写しを、工事に使用する前に監督職員に**提出**しなければならない。

(2) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用する骨材

(3) 基層及び表層に使用するアスファルトコンクリート再生骨材

4. 請負者は、以下の材料の事前審査における**認定書**の写しを、工事に使用する前に監督職員に**提出**しなければならない。

(1) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルト

(2) 再生用添加剤

##### 3-6-5 アスファルト舗装工

4. 請負者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定によらなければならない。

(2) 請負者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量について事前審査における**認定書**の写しを、工事に使用する前に監督職員に**提出**しなければならない。

(4) 請負者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度について事前審査における**認定書**の写しを、工事に使用する前に監督職員に**提出**しなければならない。

5. 請負者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

(1) 請負者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量について事前審査における**認定書**の写しを、工事に使用する前に監督職員に**提出**しなければならない。

(3) 請負者は、事前審査で認定された混合物を使用する場合は、混合所での試験練りを省略することができる。

(6) 請負者は、表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定にあつ

- ては、(7)号に示す方法による。
- (7) 表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度について事前審査における**認定書**の写しを、工事に使用する前に監督職員に**提出**しなければならない。

## 第10編 道 路 編

### 第2章 舗 装

#### 第3節 舗装工

##### 2-3-2 材 料

3. 請負者は、排水性舗装用混合物の配合設計について、事前審査における**認定書**の写しを、工事に使用する前に監督職員に**提出**しなければならない。
4. 請負者は、事前審査で認定された混合物を使用する場合は、混合所での試験練りを省略することができる。

アスファルト混合物事前審査における品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	備考
舗装	アスファルト	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	事前審査	認定書の <b>提出</b>
			骨材の比重、吸水率試験	JIS A 1109 1110		
			骨材の単位容積重量試験	JIS A 1104		
			骨材中に含まれる粘土の塊質量の試験	JIS A 1137		
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45		
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008		
			フィラーの水分試験	JIS A 5008		
			フィラーの比重試験	JIS A 5008		
			フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205		
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65		
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59		
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61		
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77		
			骨材のすりへり試験	JIS A 1121		
骨材の安定性試験	JIS A 1122					
骨材の軟石量試験	JIS A 1126					
舗装	アスファルト	その他	粗骨材の剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-71	事前審査	認定書の <b>提出</b>
			針入度試験	JIS K 2207		
			軟化点試験	JIS K 2207		
			伸度試験	JIS K 2207		
			三塩化エタン可溶分試験	JIS K 2207		
			引火点試験	JIS K 2207		
			薄膜加熱試験	JIS K 2207		
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207		
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207		
			密度試験	JIS K 2207		
			高温動粘度試験	JIS K 2207		
			60℃粘度試験	JIS K 2207		
			セイボルトフロー秒試験	JIS K 2207		
			タフネス・ティナシティ試験	JIS K 2207		
石油アスファルト乳剤の品質試験	JIS K 2208					
舗装	プラント	必須	配合試験	舗装調査・試験法便覧	事前審査	認定書の <b>提出</b>
			混合物のアスファルト量抽出、粒度分析試験(①又は②)	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	①抽出試験を1日1回行う。	プラントの自主管理 注1)
			アスファルト骨材混合物 温度測定		②計量自記印字記録データ及び管理表	プラントの自主管理 注2)
			1時間ごと1回行う。	プラントの自主管理		
舗装	アスファルト	必須	基準密度の決定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	事前審査	認定書の <b>提出</b>

	その他	ホットビンの骨材の合成粒度試験	JIS A 1102	事前審査	認定書の <b>提出</b>
--	-----	-----------------	------------	------	----------------

※ 表中に規定していないものについては、「土木工事施工管理基準」による。

注1) 試行期間中は、監督職員の**指示**があった場合は抽出試験結果一覧表を**提出**するものとする。

注2) 試行期間中は、監督職員の**指示**があった場合は計量自記印字記録データ及び管理表を**提出**するものとする。